

福島市基幹系通信回線利用サービス調達（予定）仕様書

令和6年4月16日

福島市政策調整部情報企画課

1. 名称

福島市基幹系通信回線利用サービス調達

2. 目的

現在の本庁と主要出先機関を接続するネットワークは旧世代の広域イーサネットであり、閉域網でのモバイル回線接続やパブリッククラウドサービス接続等に対応しておらず、柔軟なネットワークを構築することができない。これらに対応する広域イーサネットおよびモバイル閉域網サービスを調達することで対災害性や DX 推進を見据えた柔軟なネットワーク実現を目的とする。

3. 納入（稼働）場所

福島市役所本庁舎ほか市の指定する場所。

別紙【接続拠点一覧】の通りとする

4. 契約期間

令和 7 年 2 月からおおむね 5 年間を想定

ただし、契約者の翌年度以降において予算措置の減額又は削除により、契約内容又は数量等の変更が生じる場合は、減額後の予算の範囲内で契約の変更を協議することとする。

また、不測の理由により、始期に関して変更がある場合は契約者と受注者間で協議し取り決めをする。

通信回線は令和 7 年 1 月 4 日から使用できることとし、1 月中は切り替え期間とするため無償提供を行い、令和 7 年 2 月 1 日からの課金開始とする。

5. サービス提供範囲

別紙【接続拠点一覧】記載拠点に設置する回線終端装置から電気通信網および無線通信方式によるモバイル通信回線。

通信回線に求める速度は、別紙【接続拠点一覧】に記載以上の速度とする。

6. 通信回線サービスの仕様

- (1) 緊急拠点を除く通信回線は帯域確保型の有線通信方式とし、ベストエフォート型及び一部帯域確保型のサービスは認めない。
- (2) 緊急拠点の通信回線は、ベストエフォート型の無線通信方式とする。また、月間の通信量は 10GB 以上安定して通信を行えることとする。
- (3) 有線回線は IEEE802.3 に準拠したインタフェースにて、以下のサービス品質保証制度（SLA）が具備されていること。

- ① 故障回復時間 SLA

地震や風水災害等の災害を含む利用者の責任によらない理由によってネットワークサービスを利用できない状態となり、30分以内にその故障を回復しない場合、故障回復時間に応じて、次表に定める金額を返還する。適用範囲は、提供する回線終端装置までとする。

故障回復時間	返還料金
30分以上～1時間未満	回線使用料の3%
1時間以上～2時間未満	回線使用料の10%
2時間以上～4時間未満	回線使用料の20%
4時間以上～6時間未満	回線使用料の30%
6時間以上～8時間未満	回線使用料の40%
8時間以上～48時間未満	回線使用料の50%
48時間以上	回線使用料の100%

② 網内遅延時間 SLA

通信事業者が定める区間におけるイーサネットフレームの往復に要する時間の月間平均値が基準値（10ミリ秒）を超えた場合、別表に定める金額を返還する。適用範囲は、アクセス回線部分を含まないこととする。

網内遅延の月間平均遅延時間	返還料金
10ミリ秒超	回線使用料の3%
35ミリ秒超	回線使用料の10%

③ 稼働率 SLA

提供するサービスの月間稼働率が基準値（99.99%）を維持できなかった場合、別表に定める金額を返還する。適用範囲は、提供するアクセス回線部分までとする。

月間の稼働率	返還料金
99.8%以上～99.99%未満	回線使用料の1%
98.0%以上～99.8%未満	回線使用料の3%
95.0%以上～98.0%未満	回線使用料の10%
90.0%以上～95.0%未満	回線使用料の20%
90.0%未満	回線使用料の100%

(4) 通信回線サービスは、インターネットとは完全に隔離された閉域ネットワークとし、外部からの侵入が不可能であること。

(5) VLAN 技術により論理分割した VLAN ID (IEEE802.1Q プロトコルに準拠) を透過できるサービスとする。

(6) CoS 値により指定した VLAN (IEEE802.1Q) の通信を優先制御できること。

(7) 別紙【接続拠点一覧】に記載する接続拠点の移転や契約帯域の変更が将来的に考えられることから、以下内容を明確とすること。

なお移転が発生する場合は、基本的に既存拠点から大きく離れない場所での移転を想定とする。

① 帯域増強時の帯域別帯域確保通信回線利用料

20Mbps、100Mbps、200Mbps、1Gbps、2Gbps

② 市内での回線移転費用

(8) 将来的に発注者からの要請で新規接続拠点の追加がある場合、本契約と同等の通信回線費用で契約を行えること。

(9) 通信回線の設定を図書としてまとめ納品すること。

7. 既存サービスからの切り替え手段・スケジュール

(1) サービス切り替えに関する日程調整を行い、作業スケジュールを提出すること。

(2) 回線開通に伴う工事等の作業は、本市業務に影響を及ぼさないよう配慮すること。また、切り替えに伴う発注者側作業を必要最低限とすること。

8. サービスの保守・監視・運用管理

(1) 提供する通信回線は回線終端装置を含め常時監視し、回線に障害が発生した場合は速やかに、電話又はメール等で市担当者へ通知すること。

(2) サービスに関する障害受付等にワンストップで対応できる電話窓口を設置すること。また、電話窓口は24時間365日に受付可能とし、保守運用窓口から別の窓口の案内は一切認めない。

(3) 通信回線の障害を検知又は本市職員より報告を受けた場合は、速やかに原因究明、調査、復旧を行い、再発防止対応を行うこと。また、復旧作業を行う際は、本市職員へ報告、連絡、相談等を実施し、連携し作業を行うこと。

(4) 故障受付は24時間365日体制で行い、緊急を要する復旧対応は迅速に行い、24時間365日対応可能であること。

(5) 通信回線毎の通信量をWebサイトで過去1年間分以上確認できること。また、Webサイトへは、Microsoft Edgeでアクセス可能とし、24時間365日閲覧可能であること。ただし、ベストエフォート型の無線通信サービスについては、確認できなくても良い。

(6) 受注者の原因により通信回線の設定変更が必要となった場合は、速やかに無償で対応すること。

(7) 設定情報は、市からの要請に応じて無償で速やかに提供すること。

9. サービス提供に関する要件

(1) サービス提供にあたり、受注者は本サービスを確実に提供できる体制を設け、サービス提供体制図を提出すること。また、外部組織、協力会社等が存在する場合は、関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にすること。

(2) 受注者は、期間を問わず契約上知りえた情報を本サービス提供以外の目的で使用しないこと。また、第三者に開示、提供しないこと。

10. 災害対策

(1) 収容局及び収容装置が災害を受けた場合に迅速に復旧できる体制を有すること。また、

復旧対応は迅速に行い、24時間対応可能であること。

11. その他

- (1) 受注者は、本仕様書を基に通信回線の提供を行うこと。また、市から仕様を満たすことを証明できる資料を求められた場合は、速やかに提出すること。
- (2) 受注者は、本調達に関して、必要に応じて市の担当者へ提言・助言を行うこと。また、回線開通まで関係者のフォローを十分に行うこと。
- (3) 受注者は、本調達に当たっては、関係法令及び市の条例、規則、要綱等を遵守すること。
- (4) 契約終了時には本調達の受注者が設置した機器を速やかに撤去すること。
- (5) 受注者が提供するサービスが頻繁に停止し、本市業務に影響を与える場合、本市は契約期間を問わず解約できることとする。また、その際の違約金等の費用請求は一切認めない。
- (6) 受注者が提供するサービスが本仕様書の要件を満たさないと判断される場合、本市は契約期間を問わず解約できることとする。また、その際の違約金等の費用請求は一切認めない。
- (7) 本仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、双方協議の上決定又は変更できるものとする。